

令和4年度熊本市国民健康保険会計予算

令和4年度熊本市の国民健康保険会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ76,499,326千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した負担金補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

熊 本 市 長 大 西 一 史

第 1 表 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳 入		
款	項	金 額
10 国民健康保険料		13,656,080
	10 国民健康保険料	13,656,080
15 国民健康保険税		10,000
	10 国民健康保険税	10,000
20 使用料及び手数料		1
	10 手 数 料	1
35 県支出金		54,449,836
	20 県補助金	54,449,836
60 繰入金		8,258,469
	10 一般会計繰入金	8,258,469
80 諸収入		124,940
	10 延滞金加算金及び過料	4,500
	20 預金利子	1
	30 雑 入	120,439
歳 入 合 計		76,499,326

